

役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湧別町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第24条の規定に基づき、役員等の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、次のとおり報酬を支給する。

(1) 会長に対して別に定める報酬を支給する。

(2) (1) 以外の役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合は、役職員の旅費及び費用弁償支給に関する規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬の額)

第4条 会長に対する報酬の額は、別表1に定めた額とする。

2 会長が職務のために出張したときは、役職員の旅費及び費用弁償支給に関する規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 会長に対する報酬の支給日については、毎月21日とし、その日が休日に当たる場合はその前日とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令に定められたところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

別表1

役員名	報酬額（月額）
会 長	60,000円